○内閣府告示第五十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第二号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年三月十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業及び国家戦略特別区域高度医療提供事業

○内閣府告示第五十六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第三号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年三月十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業及び課税の特例措置活用事業

○外務省告示第百五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十七年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

一　在名古屋中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十七年五月二日から平成二十八年五月一日まで	名古屋市東区	泉一丁目（十八番から二十一番まで） 泉二丁目（十九番から二十九番まで） 泉三丁目（十九番から三十一番まで） 東桜一丁目（四番から八番まで、十三番及び十四番） 東桜二丁目（一番から十七番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

二　在札幌中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十七年五月十二日から平成二十八年五月十一日まで	札幌市中央区	南九条西二十三丁目（四番） 南十条西二十三丁目 南十一条西二十一丁目（二番及び三番） 南十一条西二十二丁目 南十一条西二十三丁目 南十二条西二十一丁目 南十二条西二十二丁目 南十二条西二十三丁目 南十三条西二十一丁目 南十三条西二十二丁目 南十三条西二十三丁目 南十四条西十八丁目（四番から六番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

三　在大阪中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十七年五月十二日から平成二十八年五月十一日まで	大阪市西区	江戸堀二丁目（四番から八番まで） 江戸堀三丁目 京町堀二丁目（五番から十四番まで） 京町堀三丁目 靱本町二丁目 靱本町三丁目 西本町二丁目 西本町三丁目 江之子島一丁目 江之子島二丁目 阿波座二丁目（二番から四番まで） 立売堀二丁目（二番、三番及び五番） 立売堀三丁目（一番から三番まで及び六番から八番まで）	南十四条西十九丁目 南十五条西十九丁目 伏見一丁目 伏見二丁目（一番から五番まで） 旭ヶ丘一丁目（三番、七番から十一番まで及び十三番） 旭ヶ丘二丁目 旭ヶ丘三丁目 旭ヶ丘四丁目 旭ヶ丘五丁目 旭ヶ丘六丁目（一番）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

四　在福岡中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十七年五月十二日から平成二十八年五月十一日まで	福岡市中央区	地行浜一丁目 地行二丁目 地行三丁目 地行四丁目（七番から十八番まで）
	福岡市早良区	百道浜一丁目（一番） 西新二丁目（一番から三番まで及び十二番から二十四番まで）

樋井川の新今川橋からよかトピア橋で囲まれた河川区域（河川法第六条に規定する河川区域に架かる橋梁の部分。）及び同河川区域に架かる橋梁の部分を除く。ただし、川の新今川橋梁部分を除く。側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、地行二丁目及び西新二丁目にまたがる道路一級市道千代今宿線道路部分及び道路の区間に接する交差点部分を除く。

立売堀四丁目（一番から四番まで及び六番から十一番まで）
立売堀五丁目（一番から六番まで）
立売堀六丁目（一番から三番まで、五番及び七番から九番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、府道大阪伊丹線を除く。